

平成30年度・平成31年度 後期高齢者医療保険料率が決定しました

後期高齢者医療保険料の保険料率は2年ごとに改定されます。このたび平成30年度および平成31年度の保険料率が決定しました。(表1参照)

なお、平成30年度保険料決定通知は、7月中旬に送付されます。

表1 平成30年度・平成31年度の保険料率

	平成28年度・29年度	平成30年度・31年度	増減
均等割額	56,085円	56,085円	据え置き
所得割率	11.17%	10.83%	0.34ポイント減
賦課限度額	57万円	62万円	5万円増

●保険料額の算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料額(年額)} \\ \hline \text{(10円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{56,085円} \\ \hline \text{所得に応じて軽減措置} \\ \hline \text{があります(表2参照)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{〔総所得金額など(注1) - 33万円〕} \\ \hline \text{× 10.83\%(所得割率)} \\ \hline \end{array}$$

(注1) 「総所得金額など」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。

●保険料の軽減措置

表2 均等割額の軽減措置

軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	軽減の基準(同一世帯 ^(注2) 内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額 ^(注3) の合計額で判定)
9割軽減	5,608円	「33万円以下」かつ「被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない」
8.5割軽減	8,412円	33万円以下
5割軽減	28,042円	「33万円+27万5千円×被保険者数」以下 ^(注4)
2割軽減	44,868円	「33万円+50万円×被保険者数」以下 ^(注4)

(注2) 「世帯」とは、4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる人、県外から転入された人などはその時点)が基準となります。

(注3) 「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額などと同じですが、公的年金の場合は、さらに15万円を控除して計算します。

(注4) 平成30年度も軽減対象の拡充が実施されています。

後期高齢者医療制度に加入する前日まで社会保険^(注5)の被扶養者であった人の軽減割合が変更されます

均等割額が5割軽減^(注6)されます。(所得割額はかかりません。) ※平成29年度は、7割軽減でした。

(注5) 社会保険とは、協会けんぽ(全国健康保険協会管掌保険)、組合管掌保険、船員保険、共済組合などのことです。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

(注6) 均等割額の軽減が所得により9割軽減、8.5割軽減に該当する人は、それぞれ9割軽減、8.5割軽減が優先されます。

問い合わせ先 住民課 国民健康保険係 ☎932-1151(内線116)
福岡県後期高齢者医療広域連合 お問い合わせセンター ☎651-3111

国民健康保険からのお知らせ 平成30年度 国民健康保険税の税率が改定されます

日本では、誰もが安心して医療を受けられるように、原則として全ての人が何らかの公的医療保険へ加入することになっています。この医療保険への加入により、医療機関を受診した時には医療費の一部の負担が済みます。

市町村が運営する国保(国民健康保険)は、勤務先の社会保険など他の医療保険制度に加入していない人が加入しますが、社会保険に比べて加入者の年齢が高く、所得水準が低いという構造上の問題を抱えています。

この国保を将来にわたって守り続けるため、平成30年度から、市町村が個別で運営していた国保は、県も運営を担うことになりました。これに伴い、須恵町は県から標準保険税率の提示を受け、平成30年度国保税(国民健康保険税)の税率を改定しました。

国保加入者の皆さんには、下表のとおり新しい税率の国保税をご負担いただくこととなりますが、今後も国保の安定的な運営を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、平成30年度 国民健康保険税納税通知書は6月中旬に発送します。

▼平成30年度からの新しい税率

()内は平成29年度の税率と金額

	所得割 【加入者の所得に応じる率】	均等割 【加入者1人あたりの額】	平等割 【加入世帯ごとの額】
医療分	7.4%(7.6%)	25,000円(24,000円)	26,000円(25,000円)
後期高齢者支援分	2.4%(変更なし)	7,000円(変更なし)	9,000円(変更なし)
介護分	1.8%(2.3%)	8,000円(9,000円)	7,000円(9,000円)

※介護分については40歳以上64歳までの被保険者が対象です。

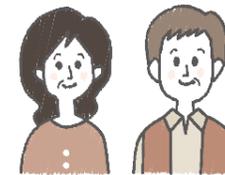
▼どれくらい国保税が変わるの？

モデル世帯の国保税額



①高齢者(65～74歳)の1人暮らし
▽世帯主 所得 33万円以下(年金収入153万円以下)

改定前	改定後
19,500円	⇒ 20,100円



②夫婦(40～64歳)の2人暮らし
▽世帯主 所得 150万円(給与収入240万円)
配偶者 所得 0円

改定前	改定後
266,800円	⇒ 257,500円



③夫婦(40歳～64歳)と子ども1人(中学生)の3人暮らし
▽世帯主 所得 200万円(給与収入311万円)
配偶者 所得 0円

改定前	改定後
359,300円	⇒ 347,500円

※平成30年度の国保税の試算ができます。平成29年分の源泉徴収票や確定申告書の控えを用意の上、住民課 国民健康保険係までお問い合わせください。

問い合わせ先 住民課 国民健康保険係 ☎932-1467(ダイヤルイン)
☎932-1151(内線117)